

(16) 認定職業訓練実施奨励金

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	本省調査	12,914	10,948	▲1,966	—
事案の概要	<p>認定職業訓練実施奨励金は、求職者支援制度の一環として、主に雇用保険を受給できない求職者の早期就職を促進するため、厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を行う民間訓練機関（以下「訓練校」という。）に対して支給するものである。</p> <p>認定職業訓練には基礎コースと実践コースがあり、様々な分野が認定されているところ、認定職業訓練実施奨励金は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練を行った訓練校に支給する認定職業訓練実施基本奨励金 ・訓練の修了者などの就職実績が一定水準以上である訓練校に支給する認定職業訓練実施付加奨励金 ・特定の分野での人材確保等を目的として、時限的に特例措置として設定されている各種奨励金 <p>などに分類される。</p>				

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 付加奨励金の支給基準について

多くの訓練コースが支給対象となるような現在の就職率の基準は適当とは考え難く、付加奨励金の設置趣旨である訓練校のインセンティブが働く基準へ改めるべきである。

2. 訓練修了者の就職先について

付加奨励金は、質の高い訓練を実施した訓練校に支給するものであることを踏まえれば、支給対象の判定に関連就職を考慮すべきと考えられ、その適否を厚生労働省労働政策審議会人材開発分科会等で議論することも含めて検討すべきである。

3. 特定の分野への奨励金の効果について

介護・障害福祉分野の訓練コースの特例措置である特例奨励金については、初年度である令和5年度実績において、支給の有無と関連就職率への相関は認め難いことから、今後の関連就職率の実績も踏まえ、廃止を含め検討すべきである。

4. 就職した者の定着状況の把握等について

過去の厚生労働省の審議会報告でも指摘があるとおり、定着等の状況を把握して訓練及び就職支援の効果を分析すること並びにその結果を制度の在り方や運用に反映させることを目的として、全国のハローワークにおいて、定着状況の確認等を行うべきである。

反映の内容等

1. 付加奨励金の支給基準について

2. 訓練修了者の就職先について

付加奨励金の支給基準である就職率を見直すことや、支給対象の判定に訓練内容と就職先の関連性を考慮することは、より質の高い職業訓練及び就職支援を行う訓練校に対するインセンティブ付けとして有効であると考えられる一方で、支給基準等の見直しによる求職者及び訓練校への影響も踏まえる必要があるため、見直しの方向性について引き続き検討していくこととした。

3. 特定の分野への奨励金の効果について

介護・障害福祉分野の訓練コースに係る特例措置の延長期限が令和8年度末となっているところ、厚生労働省において、特例措置が特定分野への人材確保支援施策として有効に機能しているか、今後の関連就職率の実績等も踏まえて検証を行い、令和9年度の廃止も含め引き続き検討していくこととした。

4. 就職した者の定着状況の把握等について

厚生労働省において、認定職業訓練修了後の就職・定着状況の把握について、ハローワークの体制等を踏まえた具体的方策を検討していくこととした。